

職員各位

令和2年4月20日

静岡市葵区安東1丁目23-12
認定NPO法人生き生きネットワーク
安全衛生委員会

新型コロナウイルス感染症予防対策についての通達
(全国緊急事態宣言を受けて)

- 1 感染症予防や清潔維持の為、こまめな手洗い・うがい、マスク・エプロン着用、手指消毒、換気の励行を徹底します。また、利用者さんにも、同様の励行についての協力と支援を行います。
- 2 毎日出勤前に検温し、37.5度以上の発熱や呼吸困難状が少しでもある場合は自宅療養してください。そして、解熱し症状が改善されても再出勤については、事務所と相談し確認を得てください。また、37.5℃以上の発熱が続いたり、強いだるさや息苦しさがある場合には、保健所に連絡し指示(PCR検査等)に従い、事務所に連絡してください。
- 3 同居家族に発熱や風邪症状がある場合には、家族が改善されるまでは自宅待機し、再出勤については、事務所と相談し確認を得てください。
- 4 本人、並びに同居されている方の県外への往来の自粛をお願いします。県外に往来した場合には、事務所にご連絡ください。記録し情報を共有させていただきます。
- 5 「3つの密(密集場所、密接場面、密閉空間)」と「濃厚接触(距離の近さ、時間の長さ)」を避けるケアに留意してください(原則)。
 - ① 同じ時間帯、同じ場所での人数を減らし、間隔を空けるようにしてください。
 - ② 食事中は、同席する方と互いに手を伸ばしたら届く距離以上を保ち、会話や発声を減らしてください。
 - ③ 部屋内の換気を定期的(1時間毎に5分~10分)に行ってください。
 - ④ 手摺、机、いす等の共有物は、必要に応じて消毒を行ってください。
 - ⑤ 送迎車は、窓を開け換気するとともに、送迎後に接触頻度の高い部分(ドアブ、シート等)の消毒をしてください。

※ 感染してから発症まで時間がかかったり、感染しても無症状の事例も報告されています。ご自身が集団感染の感染媒体とならないように、私生活でも、不要不急の外出を避け、免疫力向上と健康観察に努めましょう!